

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日: 令和4年10月25日

特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.info@jbma.or.jp

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                                    | 審査項目   | 自己説明   | 証憑書類  |
|--------------|---------------------------------------|--|--|---|
| 1            | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること  | 2022年9月3日の臨時理事会において中期基本計画の公表について報告し承認を得た。  | 1. 中期計画<br>26. 2022年9月臨時理事会議事録  |
| 2            | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること   | 人材の採用・育成計画は中長期計画の中で合わせて作成している。計画策定については、理事会・総会に諮り幅広く意見を募る。   | 2. 役員名簿<br>18. 2022年度定例理事会議事録<br>19. 2022年度定例社員総会議事録                              |
| 3            | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである       | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること   | 会計年度ごとに財務計画を策定している。協会財務基盤の強化と健全性の確保については、中長期計画の中で策定し公表する。2022年3月の臨時理事会において、財務の現状と中長期目標について審議し、承認を得た。2022年度中に時期中長期計画を策定し、承認を得る。   | 3. 令和3年度活動計算書<br>8. 会計規程<br>10. 閲覧(情報公開)に関する規程<br>27. 2022年3月臨時理事会議事録<br>23. 財務資料 |
| 4            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 当協会は今後とも非営利事業に特化した事業運営となるため、無報酬役員とボランティアが組織を支えており、事務局体制も最小限の体制で運営している。理事会に関しては常勤理事はなく、代表理事2名のほか、外部理事同様の有識者、専門家中心の理事15名で構成されている。女性理事の割合拡大については引き続き活動を続けた結果、2022年度の任期満了に伴う役員改選で、当面の目標としていた女性理事の割合20%を達成(29.4%)した。引き続き、女性理事の割合40%を目標に検討を続ける。            | 4. 定款<br>2. 役員名簿<br>11. 役員報酬規程  |
| 5            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること   | NPO法人では評議員の規定はなく、正会員(NPO法人上の社員)で構成される総会が評議員会に代わるもので当協会では、評議員を置いていない。正会員は法人の運営に直接かかわれるものであれば、入会に関して特に制限を定めていない。   | なし  |
| 6            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること<br>③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること                      | アスリート委員会規程に基づき、適正に運営されている。アスリート委員会の委員及びアスリート経験者(視覚障がい当事者)が、複数名理事会に所属している。  | 2. 役員名簿<br>17. アスリート委員会規程   |
| 7            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること  | 理事会の規模については法人定款に明示されており、特定非営利活動法人として適正に運用されている。  | 4. 定款<br>2. 役員名簿  |
| 8            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>①理事の就任時の年齢に制限を設けること  | 2022年3月の臨時理事会において「役員の定年に関する規程」が承認された。  | 4. 定款<br>6. 組織運営規程<br>27. 2022年3月臨時理事会議事録<br>28. 役員の定年に関する規程                      |
| 9            | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること<br>②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること                                  | 再任回数の上限については、就任できる適性人材が乏しいこと、役員に要求される経験、知識や役職の負担が大きいこと等から在任期間に制限を設けることは現状極めて困難であるが、若手登用による新任理事の拡充をはかる。今後、競技の広範な普及を図り、理事に就任可能な人材が増えるよう、ブラインドマラソンの普及に努めているところである。役員の定年に関する規程を設けたばかりであり、新陳代謝を図る仕組みについては継続して検討する。<br><b>【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】</b> | 6. 組織運営規程<br>18. 2022年度定例理事会議事録<br>28. 役員の定年に関する規程                                |
| 10           | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること  | 2022年3月の臨時理事会において、役員候補者選考委員会の設置が承認された。   | 27. 2022年3月臨時理事会議事録   |
| 11           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。           | (1) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること  | 組織運営規程、倫理に関するガイドラインを整備している。  | 6. 組織運営規程<br>13. 倫理に関するガイドライン   |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目<br>通し番号 | 原則                              | 審査項目   | 自己説明   | 証憑書類   |
|--------------|---------------------------------|--|--|--|
| 12           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか      | 特定非営利活動法人として、必要な規程を整備し審査も受けている。  | 5. 会員規程<br>6. 組織運営規程<br>7. 事務局職員規程<br>8. 会計規程<br>9. 賞金・謝金・旅費規程(別紙)等規程                        |
| 13           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>②法人の業務に関する規程を整備しているか               | 法人の業務に関する規程を整備している。  | 6. 組織運営規程<br>7. 事務局職員規程<br>8. 会計規程<br>10. 閲覧(情報公開)に関する規程<br>15. スポーツ仲裁に関する規程<br>16. 利益相反ポリシー |
| 14           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>③法人の役員等の報酬に関する規程を整備しているか           | 当協会では、役員報酬規程により役員には報酬を一切支給しないこととしている。  | 11. 役員報酬規程   |
| 15           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>④法人の財産に関する規程を整備しているか               | 会計規定を整備している。   | 8. 会計規程  |
| 16           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること<br>⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか            | 当協会の財政は会員の会費及び寄付金と助成金及び協賛寄付金により支えられており、非営利活動法人としての責務を果たすため、法に基づき監督官庁の指示に従って手続きを行っている。<br>その上で、当協会の事業活動への賛同を得られるよう、普及・広報活動を展開しているところである。<br>財務計画については、定例理事会において承認された。   | 6. 定款<br>18. 2022年度定例理事会議事録  |
| 17           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること               | 選考規程は理事会での承認に基づき決定され公表される他、「コンプライアンス規程」「倫理に関するガイドライン」を設けている。<br>公表については、協会HPで行う他、強化合宿や強化指定選手のメーリングリストを通じて公平に周知している。  | 12. コンプライアンス規程<br>13. 倫理に関するガイドライン   |
| 18           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること                                | 当協会所属のアスリートが参加する競技会の審判は、World Athletics及び公益財団法人日本陸上競技連盟並びに一般社団法人日本パラ陸上競技連盟に所属する審判員に委ねられており、協会独自の審判員は存在しない。   | なし   |
| 19           | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。     | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること | 社会保険労務士、公認会計士に日常的に相談できる体制にある。<br>「社会保険労務士コンサルティングオフィス石川労務管理事務所」特定社会保険労務士石川一利氏<br>「笠島公認会計士事務所」笠島賢三氏<br>役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。   | 25. 相談先  |
| 20           | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。     | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること                                      | コンプライアンス委員会を年1回以上開催する。<br>コンプライアンス規程を整備している<br>コンプライアンス委員会に女性委員を配置している。  | 12. コンプライアンス規程   |
| 21           | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。     | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること                | 組織の整備に向けて努力する方向であるが、これら専門家に報酬を払い就任いただくには組織規模から困難であるため、上部団体等からの人材支援の体制などを活用する。<br>上部団体等からの支援を受けられない場合には、協会独自の候補者の選定に向けて検討を進める。<br>2021年3月の臨時理事会において、上部団体等との交渉の状況に合わせて体制を整備していくことが承認された。<br>上部団体等<br>【公益財団法人日本バラスポーツ協会】<br>【独立行政法人日本スポーツ振興センター】<br>【公益財団法人日本財団パラリンピックサポートセンター】 | 12. コンプライアンス規程<br>29. 2021年3月臨時理事会   |
| 22           | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること                                  | 2022年3月の臨時理事会において、役員対象のコンプライアンス研修を実施した。<br>2022年度定例理事会において、利益相反管理研修(JSC)の伝達講習を行った。<br>また、JSCによるガバナンスコンプライアンス診断のモニタリング調査受諾について承認を得た。  | 27. 2022年3月臨時理事会議事録<br>20. 2022年度定例理事会研修資料<br>18. 2022年度定例理事会議事録                             |
| 23           | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること                                | 主に強化合宿時を利用して、各種コンプライアンス教育を実施している他、日本バラスポーツ協会パラリンピック委員会等上部団体の開催する研修会への参加を図っている。<br>2021年度は、東京2020パラリンピックに向けた代表選手対象に強化合宿等を通して、逐次行った他、東京2020パラリンピックに関するWeb研修や会議への参加を実施した。   | なし   |
| 24           | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること                                    | 当協会に審判員は存在しない。   | なし   |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目<br>通し番号 | 原則  | 審査項目   | 自己説明   | 証憑書類  |
|--------------|---|--|--|---|
| 25           | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること                      | 必要に応じて、日常的に専門家に相談できる体制にある。<br>必要に応じて、社会保険労務士、公認会計士等に相談のできる体制にある。<br>「社会保険労務士コンサルティングオフィス石川労務管理事務所」特定社会保険労務士石川一利氏<br>「笠島公認会計士事務所」笠島賢三氏<br>弁護士については、21項の対応で準備を進める。   | 25. 相談先   |
| 26           | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること                                  | 会計規程を整備している。<br>適正のある監事を配置している。<br>会計規定を整備し、法に基づいて毎年公認会計士及び監事による監査を実施している。   | 8. 会計規程<br>2. 役員名簿<br>21. 監査報告書<br>22. 独立行政法人の監査報告書             |
| 27           | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである                  | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること                   | 日本スポーツ振興センター、日本パラリンピック委員会等の公的助成に関して、適正な運用のための会計規定を設けており、毎年監査を受け認証されている。  | 8. 会計規程   |
| 28           | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。                    | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと  | 法に基づき、インターネットホームページにおいて活動計算書等の開示を行っている他、閲覧（情報公開）に関する規程を設け、必要に応じて開示可能にしている。   | 3. 令和3年度活動計算書<br>10. 閲覧(情報公開)に関する規程                             |
| 29           | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。                    | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること       | 選手選考規程等をインターネットホームページにおいて公開するなど、情報開示に努めている。<br>また、強化指定選手のメーリングリストや強化合宿における口頭での伝達も含め、周知に努めている。  | なし  |
| 30           | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。                    | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと<br>② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること      | 情報公開に関する規程を設けている。<br>強化指定選手のメーリングリストや強化合宿における口頭伝達をするなど、周知に努めている。<br>ガバナンスコードは、2020年度に審査を受け適合とされた。ホームページで開示している。  | 10. 閲覧(情報公開)に関する規程  |
| 31           | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである                    | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること                     | 特定非営利活動法人として、法（特定非営利活動促進法第2条第2項第1号）に基づいた運営が義務付けられ毎年審査を受けている。<br>「利益相反ポリシー」を規定している。   | 16. 利益相反ポリシー  |
| 32           | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである                    | (2) 利益相反ポリシーを作成すること  | 利益相反ポリシーを規定している。   | 16. 利益相反ポリシー  |
| 33           | [原則9] 通報制度を構築すべきである                       | (1) 通報制度を設けること   | コンプライアンス通報窓口を設けている他、強化合宿等の機会に選手・関係者への周知に努めている。今後、個人情報の保護や安全性の確保などを念頭に、下記の上部団体が設置する通報窓口を優先的に広く周知徹底が図れるよう活動していく予定である。<br>スポーツにおける暴力行為・不正行為等相談窓口【公益財団法人日本バラスポーツ協会】<br>第三者相談・調査制度相談窓口【独立行政法人日本スポーツ振興センター】<br>コンプライアンス規程を設けている。<br>今後は、上部団体の通報窓口を最優先に考え、窓口の周知や公開に努力していく予定である。<br>なお、当協会の「相談・苦情窓口」も継続して運用していく。 |   |
| 34           | [原則9] 通報制度を構築すべきである                       | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること                      | 今後も上部団体の通報窓口を最優先に運用し、当協会の「相談・苦情窓口」とともに運用する。  | 13. 倫理に関するガイドライン  |
| 35           | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである                      | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること                | 定款及び、会員規程、事務局職員規程等により、懲罰規程が整備されている。  | 4. 定款<br>12. コンプライアンス規程<br>13. 倫理に関するガイドライン<br>15. スポーツ仲裁に関する規程 |
| 36           | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである                      | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること                                       | 女性委員、外部委員が含まれており、適正に構成されている。   | 12. コンプライアンス規程<br>13. 倫理に関するガイドライン                              |
| 37           | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めること | スポーツ仲裁に関する規程を設けている。  | 15. スポーツ仲裁に関する規程  |

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

| 審査項目<br>通し番号 | 原則   | 審査項目   | 自己説明   | 証憑書類                               |
|--------------|--|--|--|------------------------------------|
| 38           | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。                  | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること   | スポーツ仲裁規程を設けている。<br>処分を科す場合は、スポーツ仲裁の利用が可能である旨を文書で通知する。      | 15. スポーツ仲裁に関する規程                   |
| 39           | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること   | 倫理に関するガイドラインを設けている。<br>危機管理のマニュアル作成については、引き続き整備に向けて検討している。 | 13. 倫理に関するガイドライン                   |
| 40           | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施                           | コンプライアンス委員会が中心となり不祥事に対応する。<br>過去4年以内の不祥事発生はない。             | 12. コンプライアンス規程<br>13. 倫理に関するガイドライン |
| 41           | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。                             | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること<br>※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 過去4年以内の当該事案の発生はない。   | なし                                 |
| 42           | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと   | 地方組織は存在しない。  | なし                                 |
| 43           | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと  | 活動母体は協会単独であり、地方組織は存在しない。                                   | なし                                 |